

第13号議案

芦屋市印鑑条例等の一部を改正する条例の制定について

芦屋市印鑑条例等の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成24年2月21日提出

芦屋市長 山 中 健

提案理由

住民基本台帳法の一部改正及び外国人登録法の廃止に伴い、関係条文を整備するため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市印鑑条例等の一部を改正する条例

(芦屋市印鑑条例の一部改正)

第1条 芦屋市印鑑条例（昭和50年芦屋市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項を次のように改める。

印鑑の登録を受けることができる者は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）に基づき、本市の住民基本台帳に記録されている者とする。

第2条第2項中「することができないものとする」を「受けすることができない」に改める。

第3条中「しよう」と「受けよう」とに改め、「規則で定める書面で」を削る。

第4条の見出しを「(登録印鑑の制限)」に改め、同条第2項中「印鑑登録申請書（以下「申請書」という。）を受理する」を「当該印鑑の登録をする」に改め、同項第1号を次のように改める。

- (1) 住民票に記録されている氏名、氏、名若しくは通称又は氏名若しくは通称の一部を組み合わせたもので表していないもの（漢字、平仮名又は片仮名に替えられている名及び外国人住民(法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。)のうち非漢字圏の外国人住民で住民票の備考欄に記録されている氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたものを除く。)

第4条第2項第2号中「肩書」を「資格」に、「表わして」を「表して」に改め、同項第5号中「表わし」を「表し」に改め、同項第6号中「その他」を「前各号に定めるもののほか、」に改める。

第5条の見出し中「申請書」を「申請」に改め、同条第1項中「申請書を受理したとき」を「印鑑の登録の申請があつた場合」に、「ただし、当該申請が」を「ただし、当該申請の際、」に、「認められる」を「確認できた」に改め、同条第2項中「前項本文」を「市長は、前項本文」に、「とき、」を「場合」に、「ときは、当該申請書は、その受理を取り消すものとする」を「場合は、当該申請に係る印鑑の登録をすることができない」に改める。

第6条第1項中「とき」を「場合」に改め、「(以下「印鑑票」という。)」を削り、同項第3号を次のように改める。

- (3) 氏名（外国人住民に係る住民票に通称が記録されている場合にあつては、氏名及び通称）

第6条第1項に次の1号を加える。

- (7) 外国人住民のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記録されている氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑の登録をする場合にあつては、当該氏名の片仮名表記

第6条第2項中「印鑑票」を「印鑑登録原票」に、「磁気テープ」を「磁気ディスク」に改める。

第8条中「印鑑票」を「印鑑登録原票」に改める。

第9条第1項中「登録証が」を「印鑑の登録を受けている者（以下「印鑑登録者」という。）は、登録証が」に改め、「規則で定める書面で」を削り、同条第2項中「印鑑票」を「印鑑登録原票」に改める。

第10条中「印鑑の登録をしている者（以下「印鑑登録者」という。）」を「印鑑登録者」に改める。

第11条の見出し中「印鑑登録」を「印鑑の登録」に改め、同条中「印鑑登録者が」を「印鑑登録者は」に改め、「自ら出頭し」及び「規則で定める書面で」を

削り、「登録廃止」を「登録の廃止」に改め、同条第1号中「印鑑登録」を「印鑑の登録」に改める。

第12条を次のように改める。

(登録事項の変更)

第12条 市長は、印鑑登録原票の登録事項（印影を除く。）に変更があることを知った場合は、職権で当該登録事項を変更しなければならない。

第13条中「第5号以下については」を「、第6号及び第7号に該当するときは」に改め、同条第1号中「を受理した」を「があつた」に改め、同条第6号中「その他」を「前各号に掲げるもののほか、」に改め、同号を同条第7号とし、同条中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 外国人住民が法第30条の45の表の上欄に掲げる者でなくなつたとき（日本国籍を取得した場合を除く。）。

第14条第1項中「場合には」を「場合は」に改め、「、規則で定める書面で」を削り、同条第2項中「印鑑票」を「印鑑登録原票」に改める。

第15条第1項中「印鑑票」を「印鑑登録原票」に、「磁気テープ」を「磁気ディスク」に改め、第1号を次のように改める。

(1) 氏名（外国人住民に係る住民票に通称が記録されている場合にあつては、氏名及び通称）

第15条第1項に次の1号を加える。

(5) 外国人住民のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記録されている氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑の登録を受けている場合にあつては、当該氏名の片仮名表記

第15条第2項中「印鑑票」を「印鑑登録原票」に改め、同条第3項中「場合には、登録されている印鑑票」を「場合は、印鑑登録原票に登録されている印影」に改める。

第16条の見出しを「(印鑑登録証明の制限)」に改め、同条中「印鑑登録証明申請書(以下「証明申請書」という。)を受理する」を「印鑑の登録の証明をする」に改め、同条第1号中「を提示しないとき、又は」を「の提示がないとき、又は提示された登録証が」に改め、同条第2号中「証明申請書を提出しない」を「印鑑登録証明申請書の提出がない」に、「を記入して」を「が記入されて」に改め、同条第5号中「その他」を「前各号に掲げるもののほか、」に改める。

第17条中「印鑑票」を「印鑑登録原票」に改める。

第19条中「出頭する」を「行う」に、「第3条、第7条及び第11条の申請又は」を「第3条及び第11条の申請並びに第7条の」に改める。

第20条の見出しを「(補則)」に改め、同条を第21条とする。

第19条の2を第20条とする。

(芦屋市手数料条例の一部改正)

第2条 芦屋市手数料条例(平成12年芦屋市条例第8号)の一部を次のように改正する。

別表 2 民生関係の表番号1の項事務の欄中「住民基本台帳法」の次に「(昭和42年法律第81号)」を加え、同表番号4の項事務の欄中「第7項」を「第11項」に改め、同表番号6の項事務の欄中「印鑑条例」を「芦屋市印鑑条例(昭和50年芦屋市条例第21号)」に改め、同表中番号10の項を削り、番号11の項を番号10の項とし、番号12の項を番号11の項とし、同表番号13の項事務の欄中「戸籍法」の次に「(昭和22年法律第224号)」を加え、同項を同表番号12の項とし、同表中番号14の項を番号13の項とし、番号15の項から番号19の項までを1項ずつ繰り上げ、同表番号20の項事務の欄中「道路運送車両法」の次に「(昭和26年法律第185号)」を加え、同項を同表番号19の項とし、同表番号21の項事務の欄中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」の次に「(平成14年法律第88号)」を加え、同項を同表番号20の項とし、同表番号22の項事務の欄中「狂犬病予防法」の次に「(昭和25年法律第247号)」を加え、同

項を同表番号21の項とし、同表中番号23の項を番号22の項とし、同表番号24の項事務の欄中「狂犬病予防法施行令」の次に「(昭和28年政令第236号)」を加え、同項を同表番号23の項とし、同表中番号25の項を番号24の項とする。

(芦屋市敬老祝金条例の一部改正)

第3条 芦屋市敬老祝金条例(平成元年芦屋市条例第10号)の一部を次のように改正する。

第2条中「又は外国人登録法(昭和27年法律第125号)による登録」を削る。

(芦屋市福祉金条例の一部改正)

第4条 芦屋市福祉金条例(平成元年芦屋市条例第12号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「第15条に」を「第12条に」に改める。

第4条中「又は外国人登録法(昭和27年法律第125号)により外国人登録原票に登録されているもの」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年7月9日から施行する。

(芦屋市敬老祝金条例の一部改正に伴う経過措置)

2 平成24年1月1日からこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までの間、引き続き芦屋市において出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律(平成21年法律第79号)による廃止前の外国人登録法(昭和27年法律第125号)により登録されていた者に係る芦屋市敬老祝金条例第2条の規定の適用については、平成24年1月1日から施行日の前日までの間、引き続き芦屋市において住民基本台帳法により記録されていた者とみなして、同条の規定を適用する。

参 照 1

芦屋市印鑑条例等の一部改正要綱

1 改正の趣旨

住民基本台帳法の一部改正及び外国人登録法の廃止に伴い、関係条文を整備するため、この条例を制定しようとするもの。

2 改正の内容

(1) 芦屋市印鑑条例の一部改正（第1条関係）

ア 登録資格（第2条）

外国人登録法の廃止に伴い、印鑑の登録を受けることができる者を住民基本台帳に記録されている者とする。

イ 外国人の通称及び非漢字圏の外国人の氏名に係る表記の取扱い

（第4条、第6条及び第15条）

外国人住民の住民票に通称が記録されている場合及び非漢字圏の外国人住民の住民票の備考欄に片仮名表記の氏名が記録されている場合の印鑑、印鑑登録原票及び印鑑登録証明書の取扱いについては、次のとおりとする。

- (ア) 印鑑を氏名（本名）、通称又は片仮名表記の氏名で表すことができる。
- (イ) 印鑑登録原票に氏名（本名）のほか、通称及び片仮名表記の氏名を登録する。
- (ウ) 印鑑登録証明書に氏名（本名）のほか、通称及び片仮名表記の氏名を記載する。

ウ 登録の消除（第13条）

市長が印鑑の登録を消除する事由に、印鑑登録者が外国人住民でなくなったとき（日本国籍を取得した場合を除く。）を加える。

エ その他規定の整理

(2) 芦屋市手数料条例の一部改正（第2条関係）

ア 外国人登録原票の写し又は登録原票記載事項証明書の交付手数料に係る規定を別表から削る。（別表 2 民生関係の表）

イ その他規定の整理

(3) 芦屋市敬老祝金条例の一部改正（第3条関係）

敬老祝金の受給資格に係る規定から外国人登録原票に登録されているものを削る。（第2条）

(4) 芦屋市福祉金条例の一部改正（第4条関係）

ア 福祉金の受給資格に係る規定から外国人登録原票に登録されているものを削る。（第4条）

イ その他規定の整理

3 施行期日等

(1) 平成24年7月9日

(2) 芦屋市敬老祝金条例の一部改正に伴う経過措置

平成24年1月1日から施行日の前日までの間、引き続き芦屋市において廃止前の外国人登録法により登録されていた者に係る敬老祝金の受給資格の適用については、平成24年1月1日から施行日の前日までの間、引き続き芦屋市において住民基本台帳法により記録されていた者とみなして適用する。

住民基本台帳法抜粋（平成24年7月9日施行）

（外国人住民に係る住民票の記載事項の特例）

第30条の45 日本の国籍を有しない者のうち次の表の上欄に掲げるものであつて市町村の区域内に住所を有するもの（以下「外国人住民」という。）に係る住民票には、（中略）及び同表の上欄に掲げる者の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる事項について記載をする。

<p>中長期在留者（入管法第19条の3に規定する中長期在留者をいう。以下この表において同じ。）</p>	<p>(1) 中長期在留者である旨 (2) 入管法第19条の3に規定する在留カード（総務省令で定める場合にあつては、総務省令で定める書類）に記載されている在留資格、在留期間及び在留期間の満了の日並びに在留カードの番号</p>
<p>特別永住者（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号。以下この章において「入管特例法」という。）に定める特別永住者をいう。以下この表において同じ。）</p>	<p>(1) 特別永住者である旨 (2) 入管特例法第7条第1項に規定する特別永住者証明書に記載されている特別永住者証明書の番号</p>
<p>一時庇護許可者（入管法第18条の2第1項の許可を受けた者をいう。以下この表及び次条において同じ。）又は仮滞在許可者（入管法第61条の2の4第1項の許可を受けた者をいう。以下この表において同じ。）</p>	<p>(1) 一時^ひ庇護許可者又は仮滞在許可者である旨 (2) 入管法第18条の2第4項に規定する上陸期間又は入管法第61条の2の4第2項に規定する仮滞在許可書に記載されている仮滞在期間</p>
<p>出生による経過滞在^ひ者（国内において出生した日本の国籍を有しない者のうち入管法第22条の2第1項の規定により在留することができるものをいう。以下この表及び次条において同じ。）又は国籍喪失による経過滞在^ひ者（日本の国籍を失った者のうち同項の規定により在留することができるものをいう。以下この表及び次条において同じ。）</p>	<p>出生による経過滞在^ひ者又は国籍喪失による経過滞在^ひ者である旨</p>